

## 給水装置工事設計施工基準の策定に伴う Q&A

### 1 給水装置設計施工基準の策定

(1) なぜ給水装置の設計施工基準を策定するのか。

本町では災害時においても安定した水道水の供給を目指しており、給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的としています。

詳細につきましては基準 P.1 の参照をお願いいたします。

### 2 構造及び材質

(1) 引込み管の管種を指定したのはなぜか。

災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うため、耐震性の優れた管種を追加いたしました。

詳細につきましては基準 P.6 の参照をお願いいたします。

### 3 給水装置の基本計画

(1) 3階への直結給水を行うのに条件はあるか。

3階直結給水を検討する場合、事前に給水水圧調査依頼書を管理者に提出し、管理者から給水水圧の回答を受け、給水水圧回答書に記載された給水水圧で当該建物（施設等）への給水に支障がないことを水理計算により確認することになります。

詳細につきましては基準 P.14 及び基準 P.16 の参照をお願いいたします。

(2) 水理計算の方法が難しい。

計画使用水量の算定方法について、基準 p.18 及び参考資料 P-30 以降に記載いたしましたのでご確認の上水理計算をお願いいたします。

(3) メーター口径の選定はどのように行えば良いか。

一般住宅におけるメーター口径の選定にあたっては工事事業者様の業務簡便化を図るために、給水栓数の標準設置数によるメーター口径の選定基準を新たに設けました。

詳細につきましては基準 P.25 の参照をお願いいたします。

メーター口径	13mmの水栓数
13	1～6個
20	7～15個
25	16個以上

(4) 給水管の口径について。

末端給水栓における余裕水頭は目安として5 m以上を確保することとします。最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合、必要な水頭が確保できるように水理計算にて確認を行ってください。

詳細につきましては基準 P.27 の参照をお願いいたします。

(5) 給水管からの分岐戸数について。

配水管からの分岐戸数は、敷設する給水管の口径や延長等を考慮して水理計算により求めることとし、配水管の末端において最小動水圧は0.15MPa以上を確保してください。

詳細につきましては基準 P.27 の参照をお願いいたします。

(6) 逆流防止器の設置について。

共同住宅等で各階各戸にメーターを設置する場合及び口径40 mm以上のメーターは、管内負圧時に配水管への逆流を防止する観点から建物の立ち上がり管の上流側の主配管の適切な場所に逆止弁を設置することを条件としています。

詳細につきましては基準 P.12 の参照をお願いいたします。

## 5 工事申込み及び手続き

(1) 私有管を譲渡する場合どのようにすればよいか。

私有管の譲受については無償とします。新たに道路内に並行して布設する給水管を譲渡する場合、給水装置申込時に次の図書の提出をお願いします。

詳細につきましては基準 P.45 の参照をお願いいたします。

- ・道路内平行私有管譲渡申出書（第4号様式）
- ・私道（土地）占用・使用承諾書（第5号様式）

## 6 給水装置の施工

(1) 工事着手期間について。

原則として申込書受付日から7日以内は申込の審査を行うため、工事着手はできないも

のとします。

詳細につきましては基準 P.49 の参照をお願いいたします。

(2) 分岐穿孔時の連絡について。

配水管より分岐を行う場合、事故防止の観点から、不断水の場合当日又は前日、断水の場合は職員による仕切弁操作が伴うため、3週間前に連絡を行ってください。

詳細につきましては基準 P.49 の参照をお願いいたします。

(3) 仕切弁操作について。

公設管の仕切弁操作は町職員が行い、私設管の仕切弁操作は工事事業者様にて行ってください。

詳細につきましては基準 P.49 の参照をお願いいたします。

(4) 残留塩素測定について。

分岐時に誤接続を防止する観点から、分岐穿孔完了後は残留塩素の測定をお願いします。詳細につきましては基準 P.50 の参照をお願いいたします。

(5) 引込管口径は分岐元の配水管口径の2ランク以下しかできないのか。

2ランク以下が原則ですが、管網の状況により「管理者」が認めた場合は、1ランク以下でも可としています。

詳細につきましては基準 p.50 の参照をお願いいたします。

(6) 耐圧試験について。

割 T 字管を設置したとき耐圧試験は 1. 25 MPa を保持し 5 分間行い、漏水の有無を確認してください。

詳細につきましては基準 P.51 の参照をお願いいたします。

(7) 止水栓の位置について。

止水栓の位置は維持管理が容易な官民境から 1. 0 m 以内の敷地内に設置することとします。詳細につきましては基準 P.56 の参照をお願いいたします。

(8) メーターの位置について。

メーターの設置位置は管理者が定めるものとし、原則官民境界から 2. 0 m 以内の敷地内とします。また、障害物が乗らないようメーター検針が容易な場所とします。

詳細につきましては基準 P.63 の参照をお願いいたします。



(13) 引込み管を残す撤去はできなくなったのか。

水質汚染、事故防止の観点から分岐部にて止水をお願いします。  
詳細につきましては基準 P.85 の参照をお願いいたします。

## 7 給水装置の竣工検査

(1) 主任技術者が行う検査について。

給水装置の構造材質基準に適合していることの確認を行い、耐圧試験（1.00MPa 1分間）及び残留塩素の測定を行ってください。

詳細につきましては基準 p.92 の参照をお願いいたします。

## 7 その他

(1) 書式の変更について。

下記の書式を追加いたしました。該当する申し込みの場合、書式を添付の上申込をお願いします。

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| ・山元町タンクレス洗浄便器設備設置に関する基準   | 参考資料 P.57 |
| ・施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法届出書 | 参考資料 P.73 |
| ・道路内平行私有管譲渡申出書            | 参考資料 P.74 |
| ・使用予定水量申請書                | 参考資料 P.77 |

